地区社会福祉協議会 手引き



平成31年4月

社会福祉法人 旭市社会福祉協議会

「みんなで思いやり 支え合える 地域の福祉力」という旭市社会福祉協議会の基本理念にあるように、「自分たちの地域を自分たちで良くしていく」「地域で互いに支え合い、助け合って解決していく」ということが、地域福祉の考え方となります。

2005 (平成 17) 年に公開された、東京の下町に暮らす人々を描いた映画「ALWAYS 三丁目の夕日」では、隣近所から足りない醤油を借りたり、作りすぎた夕食のおかずを分け合ったりするなど近所付き合いの程度が高く、また、町中ですれ違えば挨拶や井戸端会議をする「顔の見える」地域社会が描かれています。昭和 30 年代の生活や文化を経験していない者にとってもなぜか懐かしげな雰囲気を感じさせます。今日このような地域社会は全国どこでも見られるものではありませんが、この映画が支持されていることは、温かい近所付き合いなど地域社会との関わりを求める人々が少なからず存在しているからだと考えられます。

このような近所との結びつきは、価値観や生活習慣の多様化によって希薄になってきており、区や自治会に加入せず近所の人の顔もよく知らないという人も多くなっています。

しかし、「住み慣れた地域で、安心して暮らしていく」という誰もが持つ願いを実現するためには、公的サービスだけでなく、困ったときに相談する相手が助けを求める相手がいることなど、地域の助け合い・支え合いが大切です。

地区社会福祉協議会は、民生委員や区長、老人クラブ、子供会、ボランティアといった地域に住む様々な役員で、概ね小・中学校区の単位で構成される組織です。このネットワークを活かした地域の助け合い・支え合いの活動を和やかに進めることが、地区社会福祉協議会の特徴です。

この手引きは、新たに役員となった方にとってわかりやすいように、また、 役員の負担軽減のために、総会や助成金申請・報告などに必要な書類や記入 例をまとめました。地区社会福祉協議会の運営や活動の一助となれば幸いで す。

目 次

(1)		地区礼	生会	福礼	L協	議	会	1 ع	t														
	1	地区	社会	福祉	協	議会	 き の	構	成		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	地区	社会	福祉	協	議会	 きの	沿.	革		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	3	地区	社会	福祉	協	議会	 全の	役	割		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	3
2		地区社	生会	福祉	上協	議	会(のテ	舌頭	助													
	1	人々	ග	困り	゛゛	رع	ع	は														•	4
	2	困り	ごと	を解	決	する	るた	め	の	舌	勆	•				•	•	•	•				4
	3	地区	社会	福祉	協	議会	 きの	強。	み													•	6
×		— .					•	_ 4															
(3		地区社	注会	福礼	上協	議	会(のi	重	봌													
	1	地区	社会	福祉	協	議会	\	役.	員。	اح	對	系	会	義		•	•	•	•	•	•	•	7
	2	地区	社会	福祉	協	議会	ځځ	個.	人	情	报(の	関·	係		•	•	•	•	•	•	•	8
	3	活動	継続	<i>のた</i>	:め	の言	己録	ξ.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	4	地区	社会	福祉	協	議会	<u>></u>	規	約:	Ŧ.	デ	ル		٠	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	5	ふれ	あい	交流	事:	業习	ミ施 しょうしん しょうしん しょうしん かいしん しょう かいしん しょう かんしん しょう しんしん しょう かいしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしゃ しゅうしゅう しゅうしゃ しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり し	要	綱		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
		m io 4	4	ᅔᆖᆉ	L 4 <i>7</i> 5	=羊	~	~ ₄	△ =	<u>.</u> ⊥													
4		地区社		作 自刊	口肋	一一一	云(リノラ	<u> </u>	iΤ													4.5
	1	_	算	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	2	決	算	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
5		様式	• 記	入何	刂集	į																	
	1	様式	• 記	入例	J				•			•					•	•	•				17

Ö

地区社会福祉協議会とは?

地区社会福祉協議会を『地区社協』と呼びます。

地区社協は、地域住民に最も身近な社協として、地域の方々が「自分たちの地域は自分たちで住み良くしていこう」という気持ちで組織された**自主的な任意団体**です。

困りごとを発見し解決に向けた活動を住民同士で話し合い、取り組める民間組織としての「**自主性**」と、行政や専門家と対等な立場での発言や、社協会費還元金や共同募金をはじめとする福祉のためのお金を有効に地域で活用できる組織としての「**公共性**」という2つの大きな特徴を持っています。

また、「ニッポンー億総活躍プラン」では、子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するためには、地区社協が果たす役割は大きいと期待されています。

1 地区社会福祉協議会の構成

地区社協は、地域の福祉活動を行う代表的な団体であるために、メンバーは、 地域を活動範囲としている民生委員・児童委員をはじめとして、地域住民代表の 区長、青少年相談員、保健推進員、当事者組織、社会福祉施設、関係機関・団体 等により構成されます。

人々の様々な課題を把握するため、旭市の地区社協は、概ね小・中学校区を単位として組織されています。

構成メンバーの例 〇〇〇地区社会福祉協議会 (会長·副会長·理事·監事·評議員) 保護司 子供会 消防団 学識経験者 各種団体 区長(自治会長) 民生委員·児童委員 保健推進員 青少年相談[体育指導 老人クラブ 福祉施設 ボランティア 父通指導員 人権擁護委員 など

※地域によって異なります。

2 地区社会福祉協議会の沿革

~小域福祉圏ネットワーク推進委員会の誕生~

昭和50年頃、千葉県は都市部への人口集中、核家族化、農村部での高齢化の進行等の社会情勢の著しい変化にさらされ、地域の連帯感の希薄化や地域社会の互助機能の弱体化が問題となっていました。そこで、千葉県では全国に先駆けて、昭和52年度から「地域ぐるみ福祉活動推進事業」を実施しました。さらに、昭和61年度から「千葉県地域ぐるみ福祉推進計画」を策定し、「地域ぐるみ福祉ネットワーク事業」を推進してきました。地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の中では、「広域福祉圏」(支庁単位の福祉圏)と「基本福祉圏」(市町村を単位とする福祉圏)と「小域福祉圏」(小・中学校区を単位とする福祉圏)の三層の福祉圏を構築し、きめ細かな福祉の推進をねらいとする体制の整備を推進してきました。

これにより、旧旭市・海上町・飯岡町・干潟町社協では、昭和61年頃からそれぞれ「小域福祉圏ネットワーク推進委員会」を推進し、徐々に設置されていきました。小・中学校区を単位とし、旧旭市社協では7地区、旧海上町社協では4地区、旧飯岡町社協では2地区、旧干潟町社協では3地区に小域福祉圏ネットワーク推進委員会が設置されました。

~地区社協への移行~

平成8年2月に策定された「ちば新時代地域ぐるみ福祉総合推進計画」には、小域福祉圏推進組織を中核として地区社協の組織化が明記され、地区社協は、市町村社協と緊密的関係を保ちながら地域住民のニーズに即した地域福祉活動をする必要があるとされました。

このため、平成8年度から「小域福祉圏ネットワーク推進委員会」を**「地区社会福祉協議会」**という組織に順次移行していきました。

現在、旭市では平成 17 年の合併に伴い、市内に 16 地区社協が設置され、各地区の特性に合わせた活動を行っています。

~時代の変化と共に~

平成 16 年に「千葉県地域福祉支援計画」が策定され、「誰もがありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる」という新たな地域福祉像が提案されました。地域福祉に関する問題が多様かつ表面化してきている中で、地域住民の幸せづくりを支える幅広い分野の方々や、従来地域福祉を支えてきた福祉関係団体、さらに障がい当事者や子どもから大人までの多くの地域住民が集い、知恵を出し合い、問題解決をめざして力を結集させるしくみを作るため、千葉県では「地域福祉フォーラム」を推進しています。旭市では、平成22年度に3地区で設置され、平成29年度現在では、16地区中7地区に地域福祉フォーラムが設置されています。

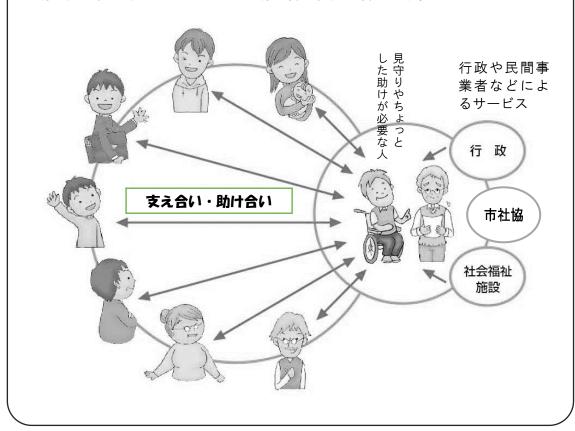
3 地区社会福祉協議会の役割

生活課題が多様化し制度や公的サービスだけでは解決できない課題が増加傾向にある中、市民同士の助け合いである地域福祉に多くの期待が寄せられています。「第3次旭市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中でも、一人ひとりが自立を基本としながらも、地域の「つながり」や、ともに支え合い、助け合うという気持ちを持つことや、さらに、これまで行われてきた市民自身によるボランティア活動や、事業者による福祉サービス、また、活発になっているNPO法人による活動なども含め、地域の中で大きなネットワークをつくっていくことが大切だとされています。

この地域の中での大きなネットワークを活かした、地域の支え合いや助け合いの活動が、地区社協の役割と言えます。

地域のネットワークを活かした 地区社協の支え合い・助け合い

行政などによるサービスだけでは手の届きにくい部分(見守りやちょっとした助け)を、地域の人たちが互いに助け合い、支え合います。



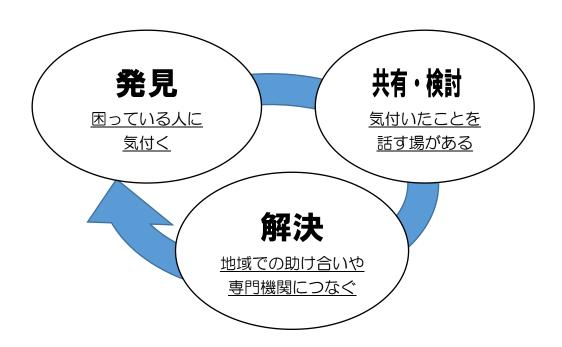
②地区社会福祉協議会の活動

1 人々の「困りごと」とは

現在、少子高齢化が急激に進み、一人暮らしが増え、生活に便利な市場サービスが充実するなど、社会の様子は大きく変化してきました。そして、家族や地域社会、職場などのセーフティネットの機能が弱まった結果、引きこもり、孤独死、虐待、子どもの貧困、いわゆるごみ屋敷などの新たな問題が増えています。これらの多くは社会的に孤立し、困っている本人が誰にもSOSを発信できないことも多く、周りは気付きにくい状況となっています。

2 困りごとを解決するための活動

地域で困っている人を問題が深刻化する前に身近な地域で早いうちに発見し、 制度や地域の助け合いにつなげていくことが必要であり、困りごとの解決のためには、「発見」「共有・検討」「解決」につながるネットワークが必要です。



「福祉」というと、専門的な人が関わる特別なものというイメージがあるかもしれませんが、「日々の暮らし」こそが福祉の原点です。制度やサービスなどで必要な支援を受けることはできます。しかし「一人でご飯を食べるのはさびしい」「妻の介護が本当は苦しい」「入院中で保育所の送迎が難しい」という声は、隣家や近所の人だからこそ気付ける困りごとでもあります。困っている人は孤立することが多いですが、地区社協は地域につなげていくことができるのです。

〈具体的な活動〉

解決のための活動は様々です。課題解決のために始めた活動が、新たな課題発見につながることもあります。地域の中の困りごとが深刻にならないための予防の役割を持つこともあります。

(1) 話し合いの場をつくる

困りごとの解決の第一歩は「話し合う」ことです。地域には、子育てや介護中の方、障がいのある方等、様々な人たちが暮らしています。地域の生活課題を話し合う場には、そのような多様な人たちが参加していることがとても大切なことです。



世代や分野を問わず、支え手受け手の関係を越えたネットワーク組織を活かして、様々な人が集う話し合いの場を定期的に作ることが地区社協として最も大切な活動です。

実施後は課題が解決したか、解決に向かっているかの 振り返りも大切です。

(2) 見守り・支え合い

見守り活動や友愛訪問は、犯罪防止や困りごとの早期発見に有効で、安心して暮らせるまちづくりにつながります。

(3) 交流 (祭り・世代間交流など)

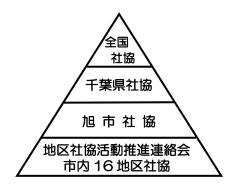
ふれあい昼食会や軽スポーツ等、地域住民が 集まり交流する場を作ります。



祭りや運動会、一人暮らし高齢者の交流会等の多くの人が集まるイベントを 開催すると、そこに参加する方が抱えている悩みを知ったり、交流会に来られな い人がいることに気付いたりするなど、一人ひとりの生活の困りごとが見えて きます。その困りごとに応える活動が行われるようになり、さらには住民全体で お互いに見守り支え合う地域になることが求められてきています。

3 地区社会福祉協議会の強み

(1) 幅広いネットワーク



地区社協は、国・県・市町村社協の基礎となる もので、地域の様々な団体により構成され、広く 住民や団体とつながるネットワーク組織です。一 個人や一つの団体ではできることが限られますが、 それぞれの知恵や情報収集力、発信解決力などを 持ち寄れば、解決力を高めることができます。

(2) 資金力

市内で集めた社協会費や、赤い羽根 共同募金などの配分を受けたりするこ とができます。



(3) 任意団体であること

地区社協は「任意団体」です。

行政などとは違い、「自治会に入っていないから」「一人暮らしではないから」といった理由で対象から外さなければならないわけではありません。「あの人のことが心配」「助け合い」などの気持ちをベースに、同じ地域住民の暮らしをより良くするために、気付いたことから活動することができます。

(4) 存在し続ける組織

地域に根差した地区社協は、原則として解散することはありません。何 世代も活動をつなぎ、今に続いているのです。

(3) 地区社会福祉協議会の運営

1 地区社会福祉協議会の役員と関係会議

(1) 役員の役割

地区社協は、以下の役員で構成されています。

会 長:1名	地区社協の代表として理事から選出され、地区社協の活動
	や運営を統括します。
副会長:1~2名	理事から選出され、会長を補佐し、何らかの理由で会長が
■五文・1~2名	活動できなくなった場合は、その代わりの役割を担います。
理事:若干名	会員から選出され、会の運営にあたります。
評議員:若干名	会員から選出され、事業の推進を図ります。
会 計:1~2名	理事から選出され、会計事務を処理する担当者です。
書 記:1~2名	理事から選出され、会議の運営及び事業の推進事務を担当
音 記・1~2名	します。
監事:2名	会計を監査し、運営が正しく行われているか確認します。

(2) 会議の種類

会議を通じて、運営方針の決定や具体的な課題の解決を行います。

	事業計画・予算、事業報告・決算の承認、役員等の選任、規
総会	約等の制定・変更を審議します。
	(評議員会をもって代えることができます。)
	会長、副会長、会計、書記をもって構成します。
幹 部 会	理事会・評議員会に付議する事項の審議、事業の調整をし
	ます。
理事会	評議員会に付議する事項の審議、事業運営をします。
証業 皇春	規約の改廃、役員の改選、事業計画・予算、事業報告・決算
評議員会 	を審議します。

2 地区社会福祉協議会と個人情報の関係

地区社協の活動においても、地域の方々の「個人情報」に触れる場面が数多く 出てきます。「個人情報の保護」は大切なことですが、「保護」の側面が強調され、 その有用性が失われてはなりません。個人情報は、適正に管理し活用することが 大切です。

個人情報は、個人により受け入れられる範囲や認識が違います。個人情報は収集や提供をする際にも、その都度、収集の目的や利用内容、提供範囲等を説明し、 しっかり本人の同意を得ながら信頼関係を築いていくことが必要です。

しかし、慎重になりすぎるあまり困っている人を見つけても情報が提供されず、助けられなければ意味がありません。適切な情報提供を行わないことがかえって本人の不利益になってしまうこともあります。

〈個人情報取り扱いのポイント〉

- ① 個人情報の利用目的・利用内容をあらかじめ相手に伝えましょう。
- ② 目的のためにどのような個人情報が必要なのかを明らかにしましょう。
- ③ 原則として、本人の同意のもと収集や利用・提供を行います。
- ④ 個人情報の管理や運用方法等、基本的な取り扱い方法を決めておきましょう。

〈例外の取り扱い〉

- 本人の同意なく、第三者に情報提供することは認められません。
- ② 本人の生命、身体財産の保護のために緊急性が高く、本人の同意を得ることが困難な場合は、本人の同意の有無に関わらず、第三者への提供が認められる場合もあります。

3 活動継続のための記録

課題や目的、経過の確認、関係者との情報共有、取り組みの結果や振り返りの ためにも記録を残すことをお勧めします。これらの記録は、長く続く地区社協の 活動や歴史を伝える一助にもなります

記録の種類

夕 詳 司 程	①会議名 ②日時 ③場所 ④参加者 ⑤テーマ ⑥内容
会議記録	⑦決定事項 ⑧次回に向けての検討事項 など
事業実施記録	①事業名 ②ねらい ③事業内容 ④振り返り(反省点)
争未关心心球	⑤次年度に向けて など

4 地区社会福祉協議会 規約モデル

(名称及び所在地)

第1条 この会は、○○地区社会福祉協議会(以下「本会」という。)と呼び、事務所を会長宅に置く。

(地 区)

第2条 本会の区域は、○○地区内をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、この地区内の住民が相互協力して地域の社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。
 - (1) 地域福祉を推進するための連絡調整・啓発・調査研究・企画実施
 - (2) 児童・青少年・高齢者・障害者等の地域福祉活動
 - (3) 地域福祉を目的とする団体に対する支援・助成
 - (4) 社会福祉に係わるレクレーション・ボランティア活動の推進
 - (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

- 第5条 本会は、次の各項の一つに該当したものを会員として組織する。
 - (1) 地区内の居住者
 - (2) 公私社会福祉事業団体、または施設の代表者
 - (3) 社会福祉に関心が深く、本会の趣旨に賛同するもの (役員の種類)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 評議員 若干名
- (5) 会 計 2名
- (6) 書 記 2名
- (7) 監事 2名

理事の数は、定例に集まることができ、話し合いのできる人数が望まし

副会長、会計、書記の人数は1名でも 構いません。地区社協の特性に合わ

役員は分野や世代

を問わず、多様な人

材で構成されるこ

とが望ましいです。

(役員の選出)

- 第7条 役員の選出は、次の方法による。
 - (1) 会長、副会長、会計、書記は、理事会で互選する。
 - (2) 理事及び評議員は、別表に定める選出区分より選出し、総会において承認を得るものとする。

(3) 監事は、総会において選出する。

(役員の任務)

- 第8条 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 理事は、理事会を組織し会務の運営及び事業の執行にあたる。
 - (4) 評議員は、評議員会を組織し事業の推進を図る。
 - (5) 会計は、会計事務を担当する。
 - (6) 書記は、会議の運営及び事業の推進事務を担当する。
 - (7) 監事は、庶務会計を監査する。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第10条 本会に顧問を置くことができる。
 - (1) 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - (2) 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(会 議)

- 第11条 会議は、総会、幹部会、理事会及び評議員会とする。
 - (1) 会議は、会長が招集しその議長となる。
 - (2) 総会は、年1回以上開催する。
 - (3) 幹部会は、随時開催する。
 - (4) 総会は、評議員会をもってこれに変えることができる。
 - (5) 理事会及び評議員会は、必要に応じ開催する。

(議決の方法)

第12条 総会、理事会及び評議員会は、定数の過半数の出席により成立し、 その過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによ る。

(総 会)

- 第13条 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 役員の改選に関する事項
 - (3) 事業計画及び予算に関する事項
 - (4) 事業報告及び決算に関する事項
 - (5) その他重要事項

(幹部会)

- 第14条 幹部会は、会長、副会長、会計、書記をもって構成し次の事項を審議調整し、本会の運営にあたる。
 - (1) 理事会及び評議員会に付議すべき事項

- (2) 本会の諸事業の調整に関する事項
- (3) その他必要な事項

(理事会)

- 第15条 理事会は、次の事項を審議執行する。
 - (1) 評議員会に付議すべき事項
 - (2) 本会の事業運営に関する事項
 - (3) 総会及び評議員会の議決で委任された事項
 - (4) その他会長が必要と認めた事項

(評議員会)

- 第16条 評議員会は、次の事項を審議推進する。
 - (1) 規約の改廃に関する事項
 - (2) 役員の改選に関する事項
 - (3) 事業計画及び予算に関する事項
 - (4) 事業報告及び決算に関する事項
 - (5) その他重要事項

(部 会)

第17条 本会に部会を置くことができる。

(経 理)

- 第18条 本会の経費は次の収入をもってあてる。
 - (1) 社協会費還元金
 - (2) 社協助成金
 - (3) 寄付金
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他の収入

(会 計)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって 終わる。

(委 任)

第20条 この規約の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、□□○○年○月○○日から施行する。

理事及び評議員の選出区分

団 体 名	理事	評議員
区長(自治会長)		
民生委員・児童委員		
保 護 司		
人権擁護委員		
保健推進員		
交通指導員		
青少年相談員		
体育指導員		
老人クラブ		
P T A		
子供会		
消防団		
福祉施設		
学識経験者		
ボランティア		
合 計		

5 社会福祉法人旭市社会福祉協議会地域ふれあい交流事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旭市の地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。) が実施する地域ふれあい交流事業に助成金を交付し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、地域住民との交流を図り、閉じこもり予防をしながら地域コミュニティの構築を図ることを目的とする。

(助成金の交付)

第2条 旭市社会福祉協議会長は(以下「会長」という。)別表の費用について、 予算の範囲内において地区社協に対し、助成金を交付することができる。

(実施報告)

第3条 助成金の交付を希望する地区社協の代表者は、請求書(第1号様式)及び地域ふれあい交流事業実施内訳報告書(第2号様式)を会長に提出しなければならない。

(対象者)

第4条 旭市内に住所を有し、身体の低下を予防する必要があるおおむね65歳以上の高齢者とする。

(事業内容)

第5条 地域に集まり交流を図り、趣味や健康に関する講座等を行い、仲間づくりを推進するとともに閉じこもりを防止する。

(実施方法)

第6条 地区社協ごとに実施し、実施回数は年3回程度とする。

(実施場所)

第7条 各地域の集会所等とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

科目	摘要
消耗品費	コピー、景品、児童へのプレゼント等
通信運搬費	切手、ハガキ等
食 料 費	弁当・飲料・茶菓等含めて1人500円まで ※児童等は除外
報償費	講師謝礼等
計	年 65,000 円まで



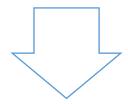
地区社会福祉協議会の会計

1 予算

毎年同じ活動にだけ使われていないか、社協助成金が適正に使われているかなどを確認し、地区社協だからこそできる活用方法について話し合う必要があります。

予算①

来年度の取り組むべき事業について話し合い、事業計画を立てます。

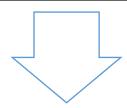


地域で何に困っているのか、何を 優先すべきか話し合います。



予算②

事業ごとに、必要な経費を計算し、収入とのバランスを みて予算を決めていきます。



総会には役員以外にもなぜこの計画と予算になったのか、理解し認めてもらうことが必要です。



予算③

地区社協の総会で作成した事業計画と予算を決定します。

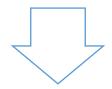
2 決算

年度が終了したら、金銭の出入りをまとめ決算書をつくります。

決算(1)

1年間の収入支出合計額を計算して、通帳の最終的な残高と金額があっているか確認します。

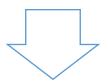
(収入の部合計-支出の部合計=通帳残高になります。)



決算②

科目ごとに収入と支出の合計金額を「決算書」に記入します。

(①の通帳残高=次年度繰越金になります。)



決算③

監査を受け、1年間きちんとした会計が行われていたことを承認 してもらいます。

> 監査では、通帳や領収書についても確認 を受け、年間を通して正確に会計が行われていたことを承認してもらいます。



(5) 様式・記入例集

1	5	会議	記録	• • •	• • •		• • •	 • •	• •	 	• •	٠.	• •	• •	• •	• •	• •	• •	•	٠.	• •	18
2	1	事業:	実施	報台	書			 		 												20
3	†	吐協.	助成	金·				 		 												22
	(1)	実	績報	告																		
	(2)	申	請書																			
	(3)	請	求書																			
4	#	総会						 		 									•			28
	(1)	通:	知																			
	(2)	次	第																			
	(3)	事	業報	告•	決	算																
	(4)	監	査報	告																		
	(5)	事	業計	画•	予:	算																
	(6)	名	簿																			
5	t	也域。	ふれ	あし	\交	流·		 		 	. 											44
	(1)	報	告書																			
	(2)	請	求書																			
6	•	ベン	チ設	置·				 		 												49
7	4	会長	招待	通失	D ··			 		 												51
8	Į	職員	派遣	依剌	頁 ・・			 		 												53
9	7	支払	証明	書・				 		 	. 											55

会 議 記 録

会議名	
日時	
場所	
参加者	
テーマ	
内容 (出た意見)	
決定事項	
次回に向けて	
記録作成者	

会 議 記 録(記入例)

会議名	第〇〇回 理事会	
日時		
場所	○○集会所	
参加者	○○○:民生委員○○○:区長○○○:民生委員○○○:学識経験者○○○:ボランティア○○○:子供会	○ ○ ○ : 保健推進委員 ○ ○ ○ : 老人クラス ○ ○ ○ : 民生委員 ○ ○ ○ : ボランティア 計:10名
テーマ	来年度事業について	
内容 (出た意見)	てきている。	い、7事業にかかる金額が増え られば、対象者を65歳以上から らか。
決定事項	・高齢者を対象にしている〇〇 以上から70歳以上に変更する	○○事業の対象年齢を、65歳 。
次回に向けて	次回は、□□○○年○○月○○ 場所は○○○○。 引き続き、来年度事業について	
記録作成者	書記:0000	

事業実施報告書

事業名			
目的			
	期日		
	場所		
	対象者		
実施内容	人数	参加者:	役員:
	内容		
振り返り (目的が達成 できたか)			
次年度に 向けて	継続・改善・	終了・その他	
その他			
記録作成者			

事業実施報告書(記入例)

事業名	高齢者夏季月	1舞品配布								
目的		を配布しながら、対象者の 顔の見える関係を築く。	の見守り・状態把握を行							
	期日		3							
	場所	○○集会所から各家庭まで								
	対象者	○○歳以上の一人暮らし)高齢者							
実施内容	人数	参加者:〇〇人	役員:OO 人							
	内容	○○歳以上の一人暮らし を配布する。	レ高齢者に、夏季見舞品							
振り返り (目的が達成 できたか)		ノていた高齢者全員に配布 返的にコミュニケーション								
次年度に 向けて		・終了・その他 売して活動し、顔の見える	5関係を築いていく。							
その他										
記録作成者	書記: 〇 〇	0 0								

年度社会福祉事業実績報告書

		年	月	日
	土会福祉法人旭市社会福祉協議会 会 長 様			
Z				
	住 所			
	団体名代表者名		ı	印
	TQX 14 在		1	⊣ 1
し	年度において、下記のとおり たので、報告します。		を	完了
	記			
1	事業の目的			
2	事業の内容			
3	事業の効果			
4	収支決算書及び事業報告書 (別紙のとおり)			

□□○○年度社会福祉事業実績報告書(記入例)

			年〇〇月〇〇日
社会福祉法人旭市社会福祉協議会			
会 長 〇 〇 〇 様			旧会長名 職印を押印
	住 所	旭市〇〇〇	
	団体名	○○地区社会	会福祉協議会
	代表者名	0 0 0	

□□○○年度において、下記のとおり<u>○○地区社会福祉協議会事業</u>を完了したので、報告します。

記

- 1 事業の目的
 - 住民が相互協力して地域の社会福祉の増進を図る。
- 2 事業の内容
 - ふれあい交流事業、友愛訪問、給食サービス他
- 3 事業の効果

各種交流事業等を実施することで、住民同士の親睦が深まり、地域福祉 の増進に寄与することができた。

4 収支決算書及び事業報告書(別紙のとおり)

年度社会福祉事業助成金交付申請書

年 月 日

社会福祉法人旭市社会福祉協議会 会 長 様

住 所団 体 名代表者名

印

年度において、下記のとおり地区社会福祉協議会事業を実施したいので、金80,000円の助成金を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業計画書及び収支予算書(別紙のとおり)
- 4 その他

□□○○**年度**社会福祉事業助成金交付申請書(記入例) □□○○**年**○○**月**○○**日**

社会福祉法人旭市社会福祉協議会会 長 〇 〇 〇 様

新会長名 職印を押印 住 所 **旭市**○○ 団 体 名 ○○地区社会福祉協議会 代表者名 ○ ○ ○ 印

□□○○**年度**において、下記のとおり地区社会福祉協議会事業を実施したいので、金80,000円の助成金を申請します。

記

- 1 事業の目的
 - 住民が相互協力して地域の地域福祉の増進を図る。
- 2 事業の内容 **ふれあい交流事業、友愛訪問、給食サービス他**
- 3 事業計画書及び収支予算書(別紙のとおり)
- 4 その他

年度社会福祉事業助成金請求書

	年	月	日
社会福祉法人旭市社会福祉協議会			
会長様			
住 所			
団体名代表者名		印	
		.,	
年 月 日付け旭社協第 号で交付決定のま 度社会福祉事業助成金について下記のとおり請求します。	うった		年
記			
一金 80,000 円			
(振込口座)			
金融機関名			
支店・支所名 至 A 毎 日			
預 金 種 目			

(ふりがな) 名 義 人

□□○○**年度**社会福祉事業助成金請求書(記入例)

	記入しない 年 月 日
社会福祉法人旭市社会福祉協議会会 長 〇 〇 ○ 様	新会長名 職印を押印 住 所 旭市〇〇 団 体 名 〇〇地区社会福祉協議会 代表者名 〇 〇 〇 印
年 月 日付け旭社協 度社会福祉事業助成金について下記の	協第 号で交付決定のあった□□○○年 のとおり請求します。
	記
一金 80	0,000 円
(振込口座) 通帳通りに正し 金融機関名	ン 〈記入
支店・支所名 預 金 種 目	
口 座 番 号 (ふりがな)	
名義人	

地区社会福祉協議会役員 各位

地区社会福祉協議会

会長

地区社会福祉協議会総会の開催について(通知)

の候、皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素 は地区社協の活動にご尽力いただき深く感謝申し上げます。

さて、 年度の定期総会を下記のとおり開催致しますので、ご 出席くださいますよう通知致します。

記

 1 日 時
 年 月 日()午後 時~

 2 場 所
 Tim.

※ 出欠は、 月 日までに必ず会計へ電話連絡をお願い致します。

連絡先地区社会福祉協議会会計電話番号

総会開催通知(記入例)

○○地区社会福祉協議会役員 各位

○○地区社会福祉協議会会長 ○○○○

○○**地区社会福祉協議会**総会の開催について(通知)

○○○6候、皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は地区社協の活動にご尽力いただき深く感謝申し上げます。

さて、□□○○**年度**の定期総会を下記のとおり開催致しますので、ご 出席くださいますよう通知致します。

記

- 1 日 時 □□○○年○○月○○日(○)午後○○時~
- 2 場 所 0000 1100-000

※ 出欠は、〇〇月〇〇日までに必ず会計へ電話連絡をお願い致します。

連絡先 〇〇地区社会福祉協議会 会計 〇〇〇〇 電話番号 〇〇一〇〇〇〇

地区社会福祉協議会総会次第

日時年月日()時分場所

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議事

- 4 その他
- 5 閉 会

○○**地区社会福祉協議会**総会次第(記入例)

日時		FO 月 OO 日 (O)
場所	0000	

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議事
 - (1) □□○○年度事業報告、決算報告について
 - (2) □□○○年度事業計画(案)、予算(案)について
 - (3) 規約の改正について
 - (4) 役員の改選について
- 4 その他
- 5 閉 会

年度 地区社会福祉協議会事業報告書

開催日	実 施 内 容	場所	参加人数

□□○○年度○○地区社会福祉協議会事業報告書(記入例)

開催日	実 施 内 容	場所	参加人数
4月10日	役員会	○○区民館	15名
5月20日	総会	飯岡福祉センター	30名
6月15日	パトロール	OO E A	5名
7月30日	役員会	○○区民館	15名
8月15日	高齢者夏季見舞品配布	各家庭まで	10名
8月30日	地域ふれあい交流会	○○コミュニティ センター	30名
9月15日	役員会	○○区民館	15名
9月30日	地域ふれあい交流会	○○コミュニティ センター	30名
10月15日	パトロール	OO E A	5名
10月30日	地域ふれあい交流会	○○コミュニティ センター	30名
11月15日	役員会	○○区民館	15名
12月15日	高齢者歳末見舞品配布	各家庭まで	10名
2月1日	0000#ロ>	○○集会所	30名
3月15日	役員会	○○区民館	15名
4月~6月 8月~3月 第3水曜日	給食サービス	○○集会所から 各家庭まで	100名

年度 地区社会福祉協議会収入支出決算書

(収入)					(単位	::円)
項目	予算額	決算額	差異	摘	要	
社協助成金						
社協会費還元金						
ふれあい交流事業助成金	È					
事業収益金						
寄付金						
雑収入						
繰越金						
合 計						
(支出)					(単位	・. 四)
項目	予算額	決算額	差異	摘	要	/
運営費						
会議費						
交通費						
消耗品費						
通信費						
負担金						
備品費						
事業費						
活動費						
報償費						
渉外費						
予 備 費						
予備費						
支 出 合 訁	+					
	A 収入合計額				円	
	3 支出合計額 3 支出合計額				円	
	- <u>クロロ </u>		 ₹金A-B)		円	

□□○○**年度○○地区社会福祉協議会**収入支出決算書(記入例)

(収入) (単位:円)

<u>(' </u>				(十四:11)
項目	予算額	決算額	差異	摘 要
社協助成金	80.000	80.000	0	旭市社協から
社協会費還元金	150.000	150.000	0	300円× 500件分
ふれあい交流事業助成金	65.000	30.000	△ 35.000	旭市社協から
事業収益金	10.000	10.000	0	○○○○サロン参加費
寄付金	20.000	20.000	0	前会長から
雑収入	10.000	10.000	0	貯金利子、その他
繰越金	200.000	200.000	0	前年度繰越金
合 計	535.000	500.000	△ 35,000	

(支出)					(単位:円)
項目	予算額	決算額	差異	摘要	
運営費	85.000	55.000	△ 30,000		
会議費	30.000	20.000	△ 10.000	総会・役員会	
交通費	20.000	10.000	△ 10.000	電車代、ガソリン代	
消耗品費	10.000	5.000	△ 5.000	コピー用紙、交房具	
通信費	10.000	10.000	0	切手代	
負担金	10.000	5.000	△ 5.000	研修参加負担金、その他	
備品費	5.000	5.000	0	机、椅子、その他	
事業費	400.000	355.000	△ 45.000		
活動費				0000#ロ>	50.000
				夏季見舞品	80.000
	380.000	340.000	△ 40.000	歳末見舞品	80.000
				地域ふれあい交流事業	30.000
				給食サービス	100.000
報償費	10.000	10.000	0	講師謝礼等	
渉外費	10.000	5.000	△ 5.000	他団体への祝儀等	
予 備 費	50.000	0	△ 50.000		
予備費	50.000	0	△ 50.000		
支 出 合 計	535.000	410.000	△ 125.000		

A 収入合計額	500.000 円
B支出合計額	410.000 円
C 収支決算合計額 (次年度繰越金A-B)	90.000 ⊟

監査報告

年度 地区社会福祉協議会の事業及び収入支出決算の 内容について、 年 月 日に監査した結果、帳簿等の計 数は正確で、証拠書類も整備され、支出の内容についても適正なもの と認めました。

年 月 日

地区社会福祉協議会

監事節

監 査 報 告(記入例)

□□○○年度○○地区社会福祉協議会の事業及び収入支出決算の
内容について、□□○○年○○月○○日に監査した結果、帳簿等の計
数は正確で、証拠書類も整備され、支出の内容についても適正なもの
と認めました。

○○地区社会福祉協議会

監事のののののののののの

年度 地区社会福祉協議会事業計画(案)

開催時期	事業名	内容

□□○○年度○○地区社会福祉協議会事業計画(案)

開催時期	事業名	内容
4月10日	役員会	□□○○年度事業報告・決算報告作成他
5月20日	総会	□□○○年度事業報告 □□○○年度事業計画他
6月	パトロール	○○小学校の生徒の登下校見守り
1月	役員会	○○事業の打ち合わせ他
8月	高齢者夏季見舞品配布	独居老人家庭へ夏季見舞品を配布
8月	地域ふれあい交流会	○○区、○○区を対象に開催
9月	役員会	○○事業の打ち合わせ他
9月	地域ふれあい交流会	○○区、○○区を対象に開催
10月	パトロール	○○小学校の生徒の登下校見守り
10月	地域ふれあい交流会	○○区、○○区を対象に開催
11月	役員会	○○事業の打ち合わせ他
12月	高齢者歳末見舞品配布	独居老人家庭へ歳末見舞品を配布
2月	0000 40>	○○歳以上高齢者を対象にした会食会
3月	役員会	○○事業の打ち合わせ他
4月~6月 8月~3月 第3水曜日	給食サービス	ひとり暮らし高齢者に弁当配布

年度 地区社会福祉協議会収入支出予算書

(収入)				(単位:円)
項目	本年度予算額	前年度予算額	差異	摘要
社協助成金				
社協会費還元金				
ふれあい交流事業助成金				
事業収益金				
寄付金				
雑収入				
繰越金				
合 計				

(支出)				(単位:円)
項目	本年度予算額	前年度予算額	差異	摘 要
運 営 費				
会議費				
交通費				
消耗品費				
通信費				
負担金				
備品費				
事 業 費				
活動費				
報償費				
渉外費				
予 備 費				
予備費				
支 出 合 計				

□□○○年度○○地区社会福祉協議会収入支出予算書

(収入) (単位:円) 項 本年度予算額 前年度予算額 目 差異 摘 要 社協助成金 80,000 80,000 0 旭市社協から 社協会費還元金 150.000 150.000 0 300円× 500件分 ふれあい交流事業助成金 **65.000 65.000** 0 旭市社協から 10,000 事業収益金 10.000 0 ○○○○サロン参加費 20,000 20,000 寄付金 前会長から 10,000 貯金利子、その他 雑収入 10,000 200.000 300.000 △ 100,000 前年度繰越金 繰越金 合 535,000 615.000 △ 80,000

(支出)					(単位:円)
項目	本年度予算和	前年度予算額	差異	摘 要	
運営費	85.000	85.000	0		
会議費	30.000	30.000	0	総会·役員会	
交通費	20.000	20.000	0	電車代、ガソリン代	
消耗品費	10.000	2.000	0	コピー用紙、文房具	
通信費	10.000	10 200	0	切手代	
負担金	10.000	10.000	0	研修参加負担金、その他	
備品費	5.000	5.00	0	机、椅子、その他	
事 業 費	400.000	430.000	△ 30.000		
活動費				000040>	65.000
				夏季見舞品	80.000
	380,000	410.000	△ 30.000	歳末見舞品	80.000
				地域ふれあい交流事業	65.000
				給食サービス	90.000
報償費	10.000	10.000	0	講師謝礼等	
渉外費	10.000	10.000		他団体への祝儀等	
予 備 費	50.000	100.000	△ 50.000	The Williams	رژنی)
予備費	50.000	100.000	↑ 50.00	金額が合っているか 確認します。	1300
支 出 合 計	535.000	015.000	△ 80.000		

地区社会福祉協議会役員名簿

年度

号 備考
+
_

○○地区社会福祉協議会役員名簿(記入例)

役職	選出区分	氏名	住所	電話番号	携帯電話番号	備考
会長	民生委員					
副会長	区長					
副会長	民生委員					
会計	民生委員					
会計	青少年相談員					
書記	人権擁護委員					
書記	ボランティア					
監事	区長					
監事	保健推進員					
理事	区長					
理事	保護司					
理事	保護司					
理事	民生委員					
理事	学識経験者					
理事	民生委員					
理事	PTA					
評議員	民生委員					
評議員	保健推進員					
評議員	区長					
評議員	ボランティア					
評議員	老人クラブ					
評議員	福祉経験者					
評議員	民生委員					
評議員	老人クラブ					
評議員	消防団					
評議員	民生委員					

第1号様式(第3条関係)

請求書

年 月 日

旭市社会福祉協議会会長 様

地区社会福祉協議会

会 長

ED

地域ふれあい交流事業費として、下記のとおり請求いたします。

記

	金		円也	
	N			
請求内訳	消耗			円
	通信運			円
	食料	・費		円
	報 償	費		円

事業内容 別紙のとおり

第1号様式(第3条関係)

請求書

□□○○年××月△△日

旭市社会福祉協議会 会 長 〇〇 〇〇 様

○ ○ 地区社会福祉協議会会 長 ○ ○ ○ ○ □

地域ふれあい交流事業費として、下記のとおり請求いたします。

	金		_	24,860	'	9也		
請求内訳			耗 品	費	- / -	100	円	
		通信	言運搬	設費	2,4	160	円	
		食	料	費	15.0	100	円	
		報	償	費		100	円	
事業内容		別約	氏のと:	おり		ふれあ	い交流	=15,000円 事業から支出で 500円まで

地域ふれあい交流事業実施内訳報告書

地区	区社協名							
開作	崔日(曜日)	年	月	日 ()	<u> </u>			
実カ	拖場所							
実加	拖 内容							
内	訳							
	参加者数	高齢者	役員	講師	その他	小計	児童等	合計
L								
						代	000000000000000000000000000000000000000	円
		po-				代		円
		消耗品費				代		円
		_				代		円
				小	計			円
						代		円
		通信運搬費				代	_	円
	経費内訳			小	計			円
	程頂門					代		円
		A viol ###				代		円
		食料費				代		H
				小	計			円
						代	1	円
		報償費				代		円
				小	計			円
				合	計			円
Γ		消耗品費	コピー、	景品、児童^	のプレゼント等			
	年 65,000円	通信運搬費		ハガキ等				
	中 00,000円	食料費	弁当・食	次料・茶菓等3	含めて 1人500	円まで ※り	見童等は除外する	5

講師謝礼等

報償費

地域ふれあい交流事業実施内訳報告書

		701-30	W-4 0074	人 加里:	**	I WY TK LI	Ħ		
地区	社協名	00地区社	会福祉協助	#会					
開催	至日(曜日)	<i>□</i> □00 年	× A △ B		_				
美 施	基場 所	00集会所			_				
赵 施	西内容 ・ 保健的	でよる健康技	指導及び伸	·#等					
	•000	7-4							
	• <i>〇〇</i> 道 訳	"赏(大正琴 等	F)		来賓等他の項含まれない方	i目に			
		高齢者	役員	講師	その他	小計	児童等	合計	
	参加者数	20	2	8		30	30	60	
Γ				会場使用		代		1.000	
				コピー用約	F	代		400	
		消耗品費	Æ	別児プレゼン	· /-	代		3.000	
		107044 A							
		167СШД				代			

			14		[]
		小	計	4.400	円
		切手	代	2.460	円
	通信運搬費		代		円
経費内訳		小	計	2.460	円
避負的訳		弁当	代	16.500	円
	A VOI 3	お茶	代	3,300	円
		00円×30人=15,000円→ふ もりの4,800円は地区社協(会			円
		小	計	19.800	円
		講師謝礼	代	3,000	円
	報償費		こして、領収書を用意合は、支払い証明書		円
		小	計	3.000	円

	消耗品費	コピー、景品、児童へのプレゼント等
# 05 000 H	通信運搬費	切手、ハガキ等
年 65,000円	食料費	弁当・飲料・茶菓等 含めて 1人500円まで ※児童等は除外する
	報償費	講師謝礼等

計

合

29.660 円

ベンチ設置要望書

年	月	Е

社会福祉法人旭市社会福祉協議会						
会	長	様				

住 所地区社協名代表者名

地区内にベンチを設置したいので下記のとおり要望いたします。

記

	希望台数:	台	立会人: (連絡先:)
設置希望台数 及び 設置場所	設置場所:				

- ※ 原則1地区1台の設置となります。
- ※ 設置場所の地図を添付してください。

ベンチについての苦情や故障については一切責任を負えません。申請者の責任と判断において設置をしてください。

確認署名	

ベ ン チ 設 置 要 望 書(記入例)

	L市社会福祉協議会 ○ ○ ○ 様					
		住 所 旭市 〇〇 団 体 名 〇〇 地区社会福祉協議会 代表者名 〇 〇 〇 回				
地区内にベ	シチを設置したいの	で下記のとおり要望いたします。				
		記				
	希望台数: 1台	立会人: 〇〇 〇〇 (連絡先: 090- 〇〇〇 - 〇〇〇)				
設置希望台数 及び 設置場所	設置場所:○○公園					
※ 原則1地区1台の設置となります。 ※ 設置場所の地図を添付してください。						
ベンチについての苦情や故障については一切責任を負えません。申請者の責 任と判断において設置をしてください。						

確認署名 ______

年 月 日

社会福祉法人 旭市社会福祉協議会 会 長 様

の開催について (依頼)

このたび、を開催致します。

つきましては、下記のとおり依頼したいので、ご臨席を賜りますよう お願い致します。

- **1 日 時** 年 月 日() 時~
- 2 場 所
- 3 内 容

会長出席依頼(記入例)

社会福祉法人 旭市社会福祉協議会 会 長 OO OO 様

○○地区社会福祉協議会会長○○○○○○○○○○

○○○○の開催について(依頼)

このたび、OOOCに関するOOOを開催致します。

つきましては、下記のとおり依頼したいので、ご臨席を賜りますよう お願い致します。

- 1 月 時 □□○○年○○月○○日 (○) ○○時~
- 2 場 所 〇〇〇〇
- 3 内 容 ○○○○に関すること

年 月 日

社会福祉法人 旭市社会福祉協議会 会 長 様

地区社会福祉協議会 会 長 即

職員派遣について(依頼)

このたび、 を開催致します。 ついては、市社会福祉協議会の 氏に下記により依頼したいので、派遣くださいますようお願い致します。

- **1 日 時** 年 月 日() 時~
- 2 場 所
- 3 依頼内容

派遣依頼(記入例)

社会福祉法人 旭市社会福祉協議会 会 長 〇〇 〇〇 様

○○地区社会福祉協議会会 長 ○ ○ ○ ○ □

職員派遣について(依頼)

このたび、OOOCに関するOOOを開催致します。 ついては、市社会福祉協議会のOOOO部門のOOO氏に下記により依頼したいので、派遣くださいますようお願い致します。

- 1 日 時 □□○○年○○月○○日(○)○○時~
- 2 場 所 〇〇〇〇
- 3 依頼内容 ○○○○に関すること

支払証明書

支 払 金 額

支	払	事	由		
支	払		先	(住所)	
				(氏名または代表者名)	
支	払 年	月	日	年 月 日	
	上記	は正	三当に支払	ふわれたことを証明する。	
					地区社会福祉協議会

会長

EIJ

支払証明書

支	払 金	額	<u> </u>
支	払事	由	講師謝礼金として
支	払	先	(住所) 旭市○○○○ (氏名または代表者名) ○○ ○○ 様
支	払 年 月	日	□□○○年○○月○○日
	上記は正	三当に支払	われたことを証明する。

○○ 地区社会福祉協議会

会長 00 00 ⑩